

〇〇〇〇の会 会則（規約）

団体として決めておいた方がいいことを記載していますが、団体の状況にあわせて作成してください。

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇〇の会という。

（事務所）

第2条 この会の事務所は、鳥栖市〇〇町〇〇番地に置く。

「会長宅に置く。」とすることもできます。

（目的）

第3条 この会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とする。

〇〇（社会課題）を解決するため、〇△（公益的な活動）をすることで、□□（市民の方の生活がより良く）になることを目的とする等、詳しく記載してください。

（事業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(3) その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

（会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円

(2)・・・ 〇〇〇円

具体的に記載することもできます

（退会）

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を〇年以上納入しないとき。

（役員）

第9条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 会計

会長（代表）のほか、団体に必要な役員（他に「監査役」など）を記載します。

第9条の「役員」の「職務」を記載します。

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条の役員が「会長」と「会計」の場合は、第10条も「会長」と「会計」の職務を記載します。

（職務）

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

(役員解任)

第11条 会は、会則に違反または会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の議決により役員を解任することができる。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 予算、決算に関すること

(2) 役員を選任に関すること

(3) 会則に関すること

(4) その他会務運営上必要な事項

3 総会は、正会員の過半数(2分の1以上)の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員をもって構成する(ただし、監査役を除く)。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

(委任)

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

年に1回は集まって、会員の意見を聞きながら、団体の活動やお金の使い方等を決めましょう！

役員会を行わない場合は省略します。